

《研究ノート》

在日ブラジル人の若者が犯罪や非行に至る要因分析

－保護観察事件記録による調査－

近藤 大介

更生保護学研究 第23号 2023.12

在日ブラジル人の若者が犯罪や非行に至る 要因分析

—保護観察事件記録による調査—

静岡保護観察所 近藤 大介

1 はじめに

1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正によって、出稼ぎを目的とした多くの外国人が来日した。特にブラジル人は、日系3世まで「定住者」の在留資格を得ることができたため、多くの日系のブラジル人が来日した。出入国在留管理庁の在留外国人統計によると、2022年に日本で生活する在留外国人の中で、ブラジルは、中国・ベトナム・韓国・フィリピンに次いで5番目の約21万人である（出入国在留管理庁 2023）。一方で在日ブラジル人の若者の犯罪や非行の件数は多い。2022年の全国の家庭裁判所における一般保護事件の終局人員のうち、ブラジル人は189件であり、フィリピン（127件）、中国（120件）を抜いて最も多い件数となっている（最高裁判所事務局 2023）。保護観察においても、2022年の少年事件である「保護観察処分」及び「少年院からの仮退院者」の国籍別開始事件数では、ブラジルが69件となっており、他の国籍と比べて最も

多い（法務省 2023）。そして2022年における検察庁から家庭裁判所に送致される少年事件の割合では、在留外国人全体の平均が2.8%であるのに比べて、在日ブラジル人の場合は12.5%となっており、在留外国人の中でも最も高い割合となっている（法務省 2023）。

筆者は保護観察官として、在日ブラジル人が多く暮らしている地域を担当した経験があり、在日ブラジル人の子ども向けの学習支援のボランティアを8年間行っている。そうした経験から先述した統計を見て、他の国籍と比べて在日ブラジル人の少年事件が多い理由はなぜなのだろうかと疑問を持った。

そこで本研究では、在日ブラジル人の若者を対象に、保護観察事件記録をもとに犯罪や非行に至る理由やその背景などについて明らかにすることを目的とする。研究の方法としては、保護観察所において保管されている保護観察事件記録を用いて、個人

が特定されない方法によって分析を行う。分析の視点として、これまで先行研究で言及されてきた犯罪や非行に至る要因について調べると共に、12歳以下の少年に注目し、問題行動の発生プロセスを明らかにする。12歳以下(主に小学生の段階)に注目するのは、その年代における何らかの問題行動(万引きや喫煙、傷害など)の発生は、本人の資質もさることながら本人を取り巻く環境の要因が大きく影響していると考えられるからである。この点を明らかにすることにより、犯罪や非行の予防策立案への寄与が期待できる。

2 在日ブラジル人の犯罪や非行に関する先行研究

在日ブラジル人の問題は、これまで主に学校教育の立場からその問題が指摘されていた。在日ブラジル人の若者が、犯罪や非行などに至る過程について、坪谷はボランティアグループの指導者が述べた以下の言葉を紹介している。「公立学校に入学した後は、教員からの不理解、勉強がついていけないなどの理由で不登校になる場合が多い。また家庭においても、複雑な家庭環境から親の養育が望めず、育児放置にも当たるような子どもへの無関心状態も原因となっている。そのため、暴走族との関わりを持ったり、シンナー、暴力・傷害事件など『非行化』傾向にある子どもも少なくない」(坪谷 2012:201)。家庭環境に問題があって犯罪に向かっていく過程についてインタビュー調査を行った児島は、在日ブラジル人女性の事例を用いて次のように指摘す

る。「彼女の場合、親との折り合いも悪く、家庭においても疎外感を感じながら暮らさざるを得なかった。そのような状況下、同じ団地にたむろする年齢の近い同胞集団に接近していく。その集団はバイク・自動車の窃盗やドラッグの扱いなども行う(団地の名前)での一番悪いグループだった」(児島 2008:62)。一方、関口は在日ブラジル人の若者自身が、日本社会から「疎外化されている」という意識を持ち、自分たちの居場所を確保するための方法として、逸脱行動に向かっているのではないかと指摘する。在日ブラジル人の少年が犯罪や非行に至る要因について「居場所探しのアイデンティティの発現」という用語を用いて、次のように説明する。「そうした(未就学のまま放置された)子どもたちは、家で一日中テレビやゲームをして過ごすか、ブラジル人の仲間と公園やゲームセンターで『昼間からふらふら』して過ごすしかないのである。こうして、『資源・資本としての家族』に恵まれず、ホスト社会の文脈の作用によりスティグマ化され、『属性的文化的要因』によって学校からも疎外化され、『居場所探しのアイデンティティ』の発現として、逸脱行動に走ってしまう子どもたちが存在している」(関口 2003:327)。このように学校教育の立場の先行研究において、在日ブラジル人の若者の逸脱行動に対し、家庭環境の問題や学校での不適応が原因となり、居場所を探す中で悪いグループへ向かっていることが確認されている。

一方で、外国人としての若者の犯罪や非行に関しては、次のような調査研究がなさ

れている。工藤は日系人(n=101, 日系ブラジル人, 日系ペルー人含む)の保護観察の事件記録を用いた調査において「日本語能力が低いから非行・犯罪に走りやすいといった見方は, この結果からは導き出せないことも明らかになった。」と述べており, 日本語能力が低いからといって, 犯罪や非行に至るわけではないことを主張した(工藤2006:509)。また法務総合研究所によって実施された少年院に収容されている外国籍の少年の調査(n=90, うちブラジル人29)では, 収容されている外国にルーツがある外国籍少年において「学業に関しては, 日本語能力の低さから, 小学校低学年の段階で勉強についていけなくなったケースがしばしば見られる」と述べている(法務総合研究所2013:78)。そして小長井は, 異文化背景を持つ犯罪者群(n=131, うちブラジル人13)と一般群を比較する調査において, 「犯罪者群の来日年齢が有意に低いことが見出せた」と指摘する(小長井ほか2022:3-15)。これらの研究では, 単純に日本語能力が低いからという理由で犯罪や非行に至っていないこと, 日本語能力が高いと考えられる来日年齢が低い者の方が犯罪や非行に至っていることが明らかにされた点が注目される。ただし在日ブラジル人の犯罪や非行に至った者に限った調査がなされているわけではないため, 在日ブラジル人に限ってみると, 先行研究で指摘された家庭環境の複雑さや学校での不適応との関連について明確になったとまでは言えない。

そもそも在日ブラジル人少年の犯罪や非行について, 実際の犯罪や非行を行った者

を対象にした調査が十分に行われているとはいえない状況にある。在日ブラジル人のみに限定した調査を行い, 家庭環境の問題や学校での不適応や, 居場所のなさが犯罪や非行にどのように影響しているのかを明らかにすることは重要な課題である。

3 保護観察所が保管する事件記録からの分析調査

(1) 調査対象

A 保護観察所管内にて保護観察事件記録が保管され, 2014年1月1日から2021年12月31日の期間内に保護観察が終了した, 国籍がブラジルとなっている保護観察事件記録を対象とする。本調査の期間に該当する保護観察事件は, 全体で101件であったが, そのうち, 来日時の年齢が18歳以上のものについては, 日本での学校教育を受けておらず, 主な来日の目的が就労であると考えられることから対象から除外し, 来日の年齢が18歳未満の保護観察事件記録91件を対象とした。

(2) 調査方法

記録の分析項目は, 性別, 来日時期, 日本語能力の高低, 両親の離婚歴の有無, 継父母の有無, 異父母きょうだいの有無, 不就学経験の有無, 高校進学の有無, 共犯者の有無, 早期(12歳以下)に問題行動が発生しているかの有無, 保護観察種別, 保護観察回数, 少年院への入所歴の有無, 犯罪内容の14項目とする。その他, 本人の生育歴や家庭環境, 学校での生活状況については, 個別に保護観察事件記録から該当する記述を抽出する。

(3) 倫理的配慮

本研究については日本福祉大学大学院「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の審査・承認を得た(承認番号:21-049)。そして個人が特定されない形でデータの入力を行うことを条件とし、A保護観察所長の許可を得て調査を実施した。

(4) 分析方法

対象属性と犯罪や非行に関連する社会的要因との関連を検証するため、クロス集計とカイ二乗検定を実施した。分析には、統計解析ソフトSPSS Statistics ver.27 for Windowsを用い、有意水準を5%未満とした。

(5) 各項目に関する調査結果

① 基本集計(表1)

性別は、男性83件(91.2%)、女性8件(8.8%)であった。来日時年齢は、日本で出生が32件(35.2%)、次に1歳から5歳が31件(34.1%)で、多くの若者が日本で出生したか、幼少期に来日している。日本語能力においては、日本人と同等に日本語を使用することが出来る者が半数以上であった。家庭環境においては、継父母ありが34件、異父母きょうだいありが31件となっており、複雑な家庭環境であることがうかがえた。学校生活においては、不就学経験ありが24件(26.4%)、高校進学なしが61件(67.0%)であった。犯罪や非行の傾向について、12歳以下の年齢で何らかの問題行動が発生していたのが13件(14.3%)であった。保護観察の種別では、保護観察処分が44件(48.4%)と最も多いものの、保護観察種別のうち、最も犯罪傾向が進んでいると思われる仮釈放が23件(25.3%)を占めていた。保護観

察の回数においては、2回以上の者が30件(33.0%)となっていた。また、少年院への入所歴がある者は28件(30.8%)であった。犯罪内容では、刑法犯では窃盗が30件(33.0%)と最も多く、次に覚醒剤取締法違反の14件(15.4%)であった。

② 早期の問題行動の発生の有無と主な要因における関連性分析

次に先行研究で言及された非行の要因となる項目について、早期の問題行動の発生と、どのような関連性があるのかについて調べた(「その他」の項目を除く)。

工藤の調査と同様に、本調査においても、日本語能力の高低と早期の問題行動の発生との間に、有意な差は見られなかった。また、日本語能力に関連する来日時期の違いにおいても、早期の問題行動の発生との間に有意な差は見られなかった。(表2)

家庭環境と早期の問題行動の発生においては、両親の離婚歴だけでなく、継父母の有無や異父母きょうだいの有無が、早期の問題行動に有意な影響を及ぼしていた($p < .05$)。(表3)

不就学の問題はこれまでも教育面から主に指摘されていたが、犯罪や非行に至った者の分析においても、不就学の経験と早期の問題行動の発生の間において有意な差が見られた($p < .05$)。(表4)

③ 不就学の経験と保護観察回数における関連性分析

不就学経験がある者は、不就学経験がない者に比べて、保護観察の回数が多くなっており、犯罪の傾向が進んでいる可能性が示された($p < .05$)。(表5)

表1 集計結果

		n=91	(%)
1 性別	男性	83	(91.2)
	女性	8	(8.8)
2 来日時期	日本で出生	32	(35.2)
	1-5歳	31	(34.1)
	6-9歳	6	(6.6)
	10-12歳	9	(9.9)
	13-15歳	9	(9.9)
	16-17歳	4	(4.4)
3 日本語能力	低	理解できない	7 (7.7)
		日本語での会話は可能	25 (27.5)
	高	会話・読み書きとも可能	9 (9.9)
		不自由なく理解できる	50 (54.9)
4 両親の離婚歴	離婚あり	44 (48.4)	
	離婚なし	41 (45.1)	
	不明	6 (6.6)	
5 継父母の有無	継父母あり	34 (37.4)	
	継父母なし	50 (54.9)	
	不明	7 (7.7)	
6 異父母きょうだいの有無	異父母きょうだいあり	31 (34.1)	
	異父母きょうだいなし	53 (58.2)	
	不明	7 (7.7)	
7 不就学※経験の有無	不就学あり	24 (26.4)	
	不就学なし	26 (28.6)	
	不明	41 (45.1)	
8 高校進学の有無	なし	61 (67.0)	
	あり	21 (23.1)	
	その他	9 (9.9)	
9 共犯者の有無	共犯者なし	48 (52.7)	
	共犯者あり	43 (47.3)	
10 早期の問題行動	12歳以下での問題行動の発生	13 (14.3)	
	13歳以上での問題行動の発生	78 (85.7)	
11 保護観察種別	保護観察処分	44 (48.4)	
	少年院からの仮退院	16 (17.6)	
	仮釈放	23 (25.3)	
	保護観察付執行猶予	8 (8.8)	
12 保護観察回数	1回	61 (67.0)	
	2回以上	30 (33.0)	
13 少年院への入所歴	なし	63 (69.2)	
	あり	28 (30.8)	
14 犯罪内容	刑法犯	64 (70.3)	
	窃盗	30 (33.0)	
	傷害	9 (9.9)	
	過失致死傷(交通事犯を含む)	9 (9.9)	
	暴行	4 (4.4)	
	その他	12 (13.2)	
	特別法犯	27 (29.7)	
	覚醒剤取締法違反	14 (15.4)	
	道路交通法違反	7 (7.7)	
	大麻取締法違反	4 (4.4)	
	その他	2 (2.2)	

※本調査において「不就学」とは健康上などの理由以外の原因によって1ヶ月以上学校に行っていないことを指す。

表2 「日本語能力」「来日時期」と「早期の問題行動の発生」におけるクロス集計と関連性分析

問題行動初発時年齢 (n,%)	12歳以下		13歳以上		p値
	13	(%)	78	(%)	
日本語能力 高	9	(9.9)	50	(54.9)	n.s
低	4	(4.4)	28	(30.8)	
来日時期 日本で出生または来日時6歳未満	11	(12.1)	52	(57.1)	n.s
来日時6歳以上	2	(2.2)	26	(28.6)	

表3 「複雑な家庭環境」と「早期の問題行動の発生」におけるクロス集計と関連性分析

問題行動初発時年齢 (n,%)	12歳以下		13歳以上		p値
	13	(%)	78	(%)	
両親の離婚歴 あり	10	(11.0)	34	(37.4)	0.049
なし	3	(3.3)	38	(41.8)	p < .05
継父母 あり	9	(9.9)	25	(27.5)	0.021
なし	4	(4.4)	46	(50.5)	p < .05
異父母きょうだい あり	8	(8.8)	23	(25.3)	0.045
なし	5	(5.5)	48	(52.7)	p < .05

表4 「不留学経験の有無」と「早期の問題行動の発生」におけるクロス集計と関連性分析

問題行動初発時年齢 (n,%)	12歳以下		13歳以上		p値
	13	(%)	78	(%)	
不留学経験 あり	7	(7.7)	17	(18.7)	0.048
なし	2	(2.2)	24	(26.4)	p < .05

表5 「不留学経験の有無」と「保護観察回数」におけるクロス集計と関連性分析

保護観察回数 (n,%)	1回		2回以上		p値
	61	(%)	30	(%)	
不留学経験 あり	9	(9.9)	15	(16.5)	0.001
なし	22	(24.2)	4	(4.4)	p < .05

(6)記載内容からの分析調査

次に12歳以下で問題行動が発生している事例について、保護観察事件記録をもとに、複雑な家庭環境や不留学が非行にどのように影響しているかを確認する。ここでは、生育歴や通学の状況等が詳細に記録されていた2件の事例をもとに分析を行う。

①事例1 ユウジ(仮名)、男性、保護観察開始時18歳

1)基本項目

- 非行名 : 道路交通法違反(バイクの無免許運転)
- 保護観察種別 : 少年院からの仮退院
- 家族関係 : 実母, 継父, 異父妹, 異父弟

来日時期 : 日本で出生
 日本語能力 : 不自由なく理解できる
 不就学経験 : あり

2) 生育歴

ユウジは、実母が10代の時に日本で出生した。実父母は、ユウジの幼少期に離婚し、実母が新たに交際を始めた継父と同居するようになる。継父との同居の中で、継父から暴力を振るわれたこともあり、ユウジは継父に対し心を開かなくなった。一方、実母はユウジに対し愛情を持って接していたが、ブラジルの実母の接し方(挨拶の際のキスなど)に対して拒否するようになり、次第に実母とも距離を取るようになっていった。近隣に祖父母などの親族はいなかったため、誰も自分の気持ちを伝える相手がなかった。

小学生の時に、実母と継父との間に異父きょうだいと生まれると、ユウジは万引きなどの問題行動をするようになる。中学2年に部活を辞めると、ほとんど学校に行かなくなった。地元のブラジル人の不良仲間との繋がりが強くなり、喫煙、万引きなどを行うようになっていく。中学3年の途中に中学校から除籍となると、さらに犯罪傾向が進んでいき、16歳の時に保護観察処分となった。保護観察期間中もブラジル人の友人との関係を断つことはなく、原付バイクでの無免許運転を行ったため、少年院送致となった。

3) 通学状況

ユウジは日本語での会話は特に問題なくこなすことができたが、学校の成績は下位であった。保護観察処分開始時では、ユウ

ジはひらがなでの記載が多く、漢字を用いた読み書きすることが苦手であった。両親の都合で何度も転校を繰り返したことにより、学習意欲の低下もあった。中学では部活動に積極的だった時期もあったが、部活を辞めてからは、次第に同じブラジル人の不良仲間たちとの関係を強めていき、中学3年時に中学から除籍となった。中学校を辞めてから、ますますブラジル人仲間との繋がりが強くなっていき、万引きや違法薬物の使用などの問題行動が進んでいた。

②事例2 ラファエル(仮名), 男性, 保護観察開始時15歳

1) 基本項目

非行名 : 窃盗(タバコの万引き),
 傷害(下級生への暴行)
 保護観察種別 : 保護観察処分
 家族関係 : 実母, 継父, 実姉, 実妹,
 異父妹
 来日時期 : 1歳時に来日
 日本語能力 : 日本語での会話は可能
 不就学経験 : あり

2) 生育歴

ラファエルはブラジルで出生し、1歳の時に実父母・実姉と共に来日した。小学校入学前は、親の仕事の都合で転居が多かったが、小学入学前にB市内に転居した。中学校に入学後、実父が他の女性と交際するようになり、実父母は別居することになった。ラファエルは実母のもとで生活していたが、中学3年の時に実母が新たな交際相手と同居するようになる。その後、実母と新たな交際相手との間に子どもが生まれた

ため、ラファエルは自宅に居づらいつ感じようになり、他県に転居していた実父のもとへ転居した。しかし、実父のもとでも、実父の新たな交際相手との関係を築くことができず、再び実母のもとに戻って生活するようになった。その後タバコの万引きと、下級生に対する傷害事件により保護観察処分となった。

3) 通学状況

小学校低学年の時は、日本語が苦手で、宿題の未提出が多く忘れ物が多かった。小学3年までは授業妨害もあり、高学年になると飲酒や喫煙も見受けられた。中学入学後も問題行動が続き、器物損壊や自転車窃盗などもあった。中学3年時に実父の所に行く際に、中学を退学扱いとなった。実母のもとに戻った際に、再び同じ中学に復学しようとしたが、既に中学校から除籍となっていたため、以前の中学に復学することはできなかった。学校に行かない状況が続いている中で、本件の窃盗と傷害の事件を起こした。

4 考察

本調査の目的は、在日ブラジル人の若者を対象に、保護観察事件記録をもとに犯罪や非行に至る理由やその背景などについて明らかにすることであった。本調査の結果、これまで明らかにされていなかった在日ブラジル人に限定した、不就学経験の有無や早期の問題行動の発生など、犯罪や非行に関する傾向が明らかになった。そして、12歳以下での問題行動の発生においては、日本語能力の高低や来日時期との間では、関連性は見られなかった。ここでは2件の事

例も踏まえ、12歳以下での問題行動との間で関連があった複雑な家庭環境と不就学経験に注目し、彼らが置かれている環境などの要因について考察する。

(1) 複雑な家庭環境

保護観察事件記録の調査の結果、継父母や異父母きょうだいの存在など、複雑な家庭環境が、12歳以下での早期の問題行動に影響を与えていることが示された。そして事例分析の結果、両親の離婚や、実母の新しい交際相手との関係の中で、家庭内に居場所を見つけ出すことができず、同じ境遇の仲間との繋がりを深めていく中で非行に至っているという実態が明らかになった。複雑な家庭環境は、一般的に本人自身の努力等で解決できるものではないだろう。家庭環境の問題によって、家庭に居場所がないと感じるのは、日本人の非行少年においても見られる現象である。しかし、在日ブラジル人の彼らには、近くの祖父母など親族等のサポートはなく、頻回の転居により幼馴染みの友人などがいないといった事情もあった。複雑な家庭環境となった際に「家庭内に居場所がない」と感じた際の対応としては、在日ブラジル人の若者の場合、自分自身で抱え込むか、同じ境遇のブラジル人の仲間と感情を共有するなど選択肢が限られてしまう。そういった要因が影響し、複雑な家庭環境は、12歳以下での問題行動の発生に影響を与えていた。

(2) 不就学経験

先行研究(工藤2006:509)が指摘するように、本研究においても日本語能力の高低と早期の問題行動の発生との間に、有意な関

連は見られなかった。事例の分析から、日本語能力の高低よりも、学校に適応できるかどうかが要因となっていることが明らかになった。ユウジの場合、友人同士での日常会話で使用する日常言語としての日本語の使用は問題ないものの、教科書で使用するような学習言語としての日本語の習得が困難であり、学校の授業についていくことはできなかった。その結果、中学3年生の途中で中学校から除籍となっていた。ラファエルの場合には、漢字などが苦手であり、授業妨害を行うことで自身のクラス内の存在をアピールしようとしていたと考えられる。その後、問題行動が進んでいき、飲酒や喫煙などに発展していた。この行動は、関口が指摘するように、居場所探しのアイデンティティの発現として考えることが言えよう。不就学の経験は、12歳以下での早期の問題行動の発生だけでなく、保護観察の回数との間においても関連が見られ、犯罪傾向の進化においても影響を与えていることが明らかになった。

(3) 在日ブラジル人の若者への必要な支援

① 彼らが置かれている状況の理解と支援

両親の再婚や異父母きょうだいの存在などの複雑な家庭環境は、少年が自分自身で改善することができない要因である。自分の家庭環境が複雑になった場合、在日ブラジル人の若者は、日本人の若者に比べて孤立した生活となりやすい。彼らの孤立を避けるためには、親や友人以外に、そういった複雑な彼らの気持ちを理解してくれるようなサポートが必要である。そのため同じ在日ブラジル人の若者によるサポートが望

ましく、ブラジル人コミュニティ内において、孤立しがちな若者への支援体制を構築することは重要な課題である。そして保護観察の対象者であれば、保護司だけでなく、BBSなどの支援を活用することで、本人の気持ちの理解に努めることも必要と考える。多くの在日ブラジル人が居住する地域においては、同じブラジルの国籍の若者が支援を行う「多文化BBS(仮称)」といったサポート体制の整備も重要である。

② 学習支援体制と特定の科目や活動への特化

学習言語としての日本語の習得が困難の場合、学習意欲の低下や授業妨害につながり、不就学状態となる可能性が高まってしまう。そのため学校の授業についていくための学習支援などのサポート体制が必要である。そういった在日ブラジル人の若者に対する学習支援については、ボランティアを行っている私自身も、その必要性を強く感じている。日本の公立学校での適応に問題がある場合には、いくつかの自治体に非常勤で設置されているように、外国人向けのスクールソーシャルワーカーの配置なども重要である。在日ブラジル人の保護観察対象者に対しては、ポルトガル語での修学支援といったサポートも有効であると思われる。そして在日ブラジル人の若者の立場からは、日本人と同様の学習成績を全ての科目に求めるのではなく、ポルトガル語と同じアルファベット文化である英語や、スポーツなどの部活動といった、特定の科目や活動に特化することによって、学校内での存在感を意識させ、学校生活に前向きになれるような工夫も求められる。

5 終わりに

本調査では、保護観察の事件記録をもとに、在日ブラジル人の若者の犯罪や非行の状況や、早期に問題行動に至る背景要因などを確認した。本調査は、A保護観察所に保管され、2014年から2021年までに保護観察が終了した、ブラジル国籍の91件の保護観察事件記録をもとに実施した調査である。同期間における日本全体のブラジル人の保護観察の開始件数は、957件であったため、保護観察の開始時と終了時の違いはあるものの、本調査の結果は、一定程度の在日ブラジル人の若者の犯罪や非行の傾向を示しているといえよう。

彼らは日本国内での生活が長く、日本語での会話には問題がないものの、家庭環境の複雑さや学校への不適応などが影響しており、犯罪や非行に至っていた。また不就学の経験は、早期の問題行動の発生や保護観察回数との間に関連があることが示された。これまで教育の面から指摘されていた不就学の問題が、犯罪や非行の問題においても関わりがあることが明らかになった。

今回はA保護観察所で保管する保護観察事件記録からの分析であった。本調査で得られた知見は全国的にも言えるものなのか、また犯罪に至る要因として導き出した項目は、特定地域における犯罪や非行に至った在日ブラジル人の若者だけの状況であるのか、または犯罪や非行に至っていない在日ブラジル人の若者も同様に直面している問題なのかなどについては、引き続き研究を行っていくことが必要である。

【謝辞】

本研究を行うにあたり、保護観察事件記録を用いた調査を認めて頂いたA保護観察所長に厚く感謝申し上げます。

引用文献

- ・法務省「保護統計調査 22-00-17 開始人員の保護観察種別 国籍」(2023年)。
- ・法務省「検察統計 22-00-21 国籍及び罪名別 来日外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員」(2023年)。
- ・法務総合研究所『来日外国人少年の非行に関する研究(第2報告)』(2013年)78頁。
- ・小長井賀典ほか「異文化背景をもつ犯罪者の特性と犯罪化の規定因」『更生保護学研究』21号(2022年)3-15頁。
- ・工藤由紀子「日本は多文化共生社会となりうるか」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』7号(2006年)509頁。
- ・児島明「在日ブラジル人の若者の進路選択過程」『和光大学現代人間学部紀要』1号(2008年)62頁。
- ・最高裁判所事務局「令和4年 司法統計年報 少年編」(2023年)。
- ・関口知子『在日日系ブラジル人の子どもたち』明石書店(2003年)327頁。
- ・出入国在留管理庁「在留外国人統計 22-12-03 市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」(2023年)。
- ・坪谷美欧子「地域で学習をサポートする」宮島喬, 太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会(2012年)201頁。